

2006年5月26日

聴覚障害者「自立支援法」
対策地域本部 事務局様

聴覚障害者「自立支援法」
対策中央本部 事務局

対策中央本部事務局では2006年4月に各都道府県および市町村のコミュニケーション支援及び地域生活支援事業への移行のための予算状況について調査を行ない、皆様にご協力いただきました。地域における状況は様々ですが、共通して抱えている問題がいくつかありました。

また、ガイドラインについても提示の時期や内容について、厚生労働省へ要望してきましたが、5月22日に行なわれた公明党とのヒアリングの中で分かったことがありましたので、情報としてお知らせします。

<< 地域生活支援事業への以降のための予算状況についてのアンケート結果より >>

具体的には、

現時点でコミュニケーション支援が無料継続となるのかどうか、多くの行政機関の態度保留がみられること。

予算は9月まで。10月以降は廃止の可能性が高いがはっきりどうなるかについては、担当者に何度聞いても「今は答えられない」としか言ってもらえない。市町村から直接県へ問合せを行った場合、県からの回答が「まだ10月以降のことが分からないので待つて欲しい」と曖昧なので、町としても動けない、ということも聞いている。

どの市町も「10月以後に」との返事が多いようで、その後の取り組みについては把握していない。

地域生活支援事業が施行される10月以降および来年度の予算がどうなるのか、未回答が多いこと。

半年分のみ予算が計上されている場合、補正予算がつくかどうか9月の時点まで分からない。（議会とガイドラインの動きの関係）

事業継続について2007年度以降がどうなるかが、国の基準が出ていないので現時点で分からない。（手話通訳といったライフラインに直結する事業でさえもわからないとしか回答してもらえない）

事業が市町村へ移行するため、県の予算がなくなったり削減されている。しかし、市町村での対応が充分に出来ているかどうか不明。

国・県の方針が出ていないので、事業予算といった具体的な話まで進んでいない地域が多い。要約筆記についても同様で、理念は理解できてもそれを具体化

できる予算計上までの話には至らない。

2007年度以降は国の基準が出ていないので答えられない。

2007年度以降の予算については、県の人口や手帳保持者数を厚労省が基準とするので・・・と回答があった。

47都道府県のうち、2006年度10月からの予算が不明なのが12都道府県。2007年度からの予算が不明なのが、21都道府県だった。他は交渉中、および口頭のみで2007年度も2006年度と同じように継続するとの説明を受けたが、それも確かではない。

各自治体における取り組みに格差があり、お互いの状況を把握してないこと。

有料化については、他の地域を見て...というところが多い。逆に言えば、一箇所でも有料化が始まればそれを見本とする市町村が出てくる可能性は高い。

派遣についても委託契約が取れているかどうかは県のろう協の力によるところが大きいので、担当者が代わった時の対応が分からない。

市と交渉の際、複数の市の担当者より、「もし県から利用料は無料で、という指示があれば、それに従う」と言われている。

有料化については、他の自治体の様子を見て...という自治体が多い。

有料化のためには、まず、条例で定めることが前提である。もし、条例化された場合、現場の行政担当者個人の熱意などで一時的に無料となっても、それが続くとは限らない。

大都市特例が外れ、その影響が具体的に見えてこないこと。

政令指定都市のA市は手話通訳養成講座が廃止、4月から上級手話奉仕員養成講座へ。独自事業であるパソコン備品補助制度が廃止（4月から）

政令指定都市のB市が主催の手話通訳養成講座は県が担当することになった。県は2ヶ所で養成事業を行うこととなる。

<<ガイドラインについて>>

これまでの経過

- ・ 2005年12月22日 厚生労働省社会参加推進室とコミュニケーション支援事業に絞って意見交換を行った。その時、ガイドラインに対して要望文書を出した。その時点では2006年1月末の全国部長会議までに、ガイドライン（実施要項を含む）案を準備し、検討を積み重ねながら、3月には確定するという段取りだと説明された。
- ・ 2006年1月20日 厚生労働省社会参加推進室と上記の要望文書について意見交換を行った。この時も、ガイドラインの内容について特に提示されなかった。
- ・ 依然としてガイドラインの案が提示されておらず、話し合う姿勢が打ち出されてない。時期的にも、このままでは当事者である私たち障害者団体と話し合われることなく、急にガイドラインが決定されて発表される恐れがある。

5月22日に開催された、「障害者自立支援法の施行後の現状について」をテーマとする障害者団体に対する公明党のヒアリングの中で、厚生労働省の幹部職員は、地域生活支援事業について下記のとおり述べています。

- ・実施要綱をすでに周知済みである。(例：3月の障害保健福祉関係主管課長会議資料)
- ・地方自治体に対する細かいガイドラインを作る予定はない。
- ・国庫補助金配分に関するルールはこれから示していく。

地域生活支援事業を開始しようとする地方自治体にとって重要なのは、政策の立案基準となる国の詳細な方針は示されないことが明らかになったことです。コミュニケーション支援事業が必須事業となった状況のもと、事業内容を策定する必要がある地方自治体の障害者福祉担当者にとってみれば、住民ニーズ以外に事業内容の決定基準を説明する基準はない状況といえるでしょう。

聴覚障害者の暮らしの実情と要求をきちんと地元自治体に伝えることが必要です。